平成 23 年度

外 務 省　　省 庁 別 財 務 書 類

〔留意事項〕

- 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

外務省　省庁別財務書類（一般会計）

貸借対照表 ……1
業務費用計算書 ……2
資産・負債差額増減計算書 ……3
区分別収支計算書 ……4
注記 ……5
附属明細書 ……１２
参考情報
１　外務省の所掌する業務の概要 ……２０
２　外務省の組織及び定員 ……２０
３　外務省における会計・独立行政法人等の間の財政資金の流れ ……２１
４　平成２３年度歳入歳出決算の概要……２２
５　公債関連情報 ……２２

外務省　省庁別連結財務書類

連結貸借対照表 ……２５
連結業務費用計算書 ……２６
連結資産・負債差額増減計算書 ……２７
連結区分別収支計算書 ……２８
注記 ……３０
附属明細書 ……３６

貸　借　対　照　表

（単位：百万円）

	前会計年度（平成23年3月31日）	本会計年度（平成24年3月31日）		前会計年度（平成23年3月31日）	本会計年度（平成24年3月31日）
＜資産の部＞			＜負債の部＞		
未収金	1,675	1,686	未払金	1,062	983
前払費用	21	18	賞与引当金	3,161	2,815
貸付金	94	94	退職給付引当金	67,753	66,028
その他の債権等	－	801	その他の債務等	2,999	1,843
貸倒引当金	△ 1,694	△ 1,699			
有形固定資産	386,249	378,269			
国有財産（公共用財産を除く）	377,382	371,345			
土地	214,961	209,571			
立木竹	354	354			
建物	90,814	96,365			
工作物	60,956	64,484			
建設仮勘定	10,295	569			
物品	8,866	6,923	負　債　合　計	74,977	71,671
無形固定資産	11,438	11,067	＜資産・負債差額の部＞		
出資金	8,712,866	8,854,620	資産・負債差額	9,035,674	9,173,186
資　産　合　計	9,110,652	9,244,858	負債及び資産・負債差額合計	9,110,652	9,244,858

業務費用計算書

（単位：百万円）

	前会計年度 （自　平成22年 4月 1日） （至　平成23年 3月31日）	本会計年度 （自　平成23年 4月 1日） （至　平成24年 3月31日）
人件費	68,949	68,732
賞与引当金繰入額	3,161	2,815
退職給付引当金繰入額	1,274	3,811
補助金等	2,234	2,114
委託費等	505,647	464,350
独立行政法人運営費交付金	164,576	154,771
庁費等	72,675	69,693
その他の経費	25,272	25,623
減価償却費	4,605	5,604
貸倒引当金繰入額	7	5
支払利息	354	317
資産処分損益	△ 1,991	2,207
本年度業務費用合計	846,767	800,048

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自　平成22年 4月 1日) (至　平成23年 3月31日)	本会計年度 (自　平成23年 4月 1日) (至　平成24年 3月31日)
Ⅰ　前年度末資産・負債差額	8,762,255	9,035,674
Ⅱ　本年度業務費用合計	△ 846,767	△ 800,048
Ⅲ　財源	853,027	799,220
主管の財源	13,546	11,628
配賦財源	839,481	787,592
Ⅳ　無償所管換等	69,387	40,994
Ⅴ　資産評価差額	197,771	97,343
Ⅵ　本年度末資産・負債差額	9,035,674	9,173,186

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自　平成22年 4月 1日) (至　平成23年 3月31日)	本会計年度 (自　平成23年 4月 1日) (至　平成24年 3月31日)
Ⅰ　業務収支		
1　財源		
主管の収納済歳入額	16,258	12,441
配賦財源	839,481	787,592
財源合計	855,739	800,034
2　業務支出		
(1)業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 78,159	△ 77,432
補助金等	△ 2,234	△ 2,114
委託費等	△ 505,647	△ 464,136
独立行政法人運営費交付金	△ 164,576	△ 154,771
貸付けによる支出	－	△ 20
庁費等の支出	△ 74,463	△ 70,616
その他の支出	△ 25,274	△ 25,606
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 850,356	△ 794,698
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	－	△ 457
立木竹に係る支出	△ 0	△ 0
建物に係る支出	△ 332	△ 333
工作物に係る支出	△ 614	△ 517
建設仮勘定に係る支出	△ 2,658	△ 2,421
施設整備支出合計	△ 3,606	△ 3,731
業務支出合計	△ 853,962	△ 798,429
業務収支	1,777	1,604
Ⅱ　財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 1,350	△ 1,213
ＰＦＩ債務の返済による支出	△ 72	△ 73
利息の支払額	△ 354	△ 317
財務収支	△ 1,777	△ 1,604
本年度収支	－	－
翌年度歳入繰入	－	－
本年度末現金・預金残高	－	－

注　記

1　重要な会計方針

(1)　外貨建金銭債権債務等の換算方法

出納官吏事務規程に基づく為替レートにより換算し、1 円未満の端数が生じる場合には切り捨てている。

（参　考）主要な出納官吏事務規程第 14 条及び第 16 条に基づくレート

主な国名	通貨名	平成22年度	平成23年度
アメリカ合衆国	アメリカドル	94	89
英国	スターリングポンド	152	138
欧州経済通貨統合参加国	ユーロ	134	120
オーストラリア	オーストラリアドル	78	81
カナダ	カナダドル	85	86
シンガポール	シンガポールドル	65	64
スイス	スイスフラン	88	85
スウェーデン	スウェーデンクローネ	13	12
タイ	バーツ	2.76	2.75
大韓民国	ウォン	0.076	0.077
中華人民共和国	元	14	13
中華人民共和国(香港特別行政区)	香港･ドル	12	11
デンマーク	デンマーククローネ	18	16
ノルウェー	ノルウェークローネ	15	15
ブラジル	ヘアル	50	50
マレーシア	リンギ	27	27
ロシア	ルーブル	3.03	2.95
アラブ首長国連邦	ディルハム	26	24
チェコ	コルナ	5.15	4.70
ニュージーランド	ニュージーランドドル	63	64
インド	インドルピー	1.96	1.93
サウジアラビア	リヤール	25	24

(2)　減価償却の方法等

①　有形固定資産

外務本省分の国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法(平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法)によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産(公共用財産を除く)については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

在外公館分の国有財産については、価格改定が行われていないため、国有財産台帳に記載されている取得価額をもって計上しており、減価償却は行っていない。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については､耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

ファイナンス・リース取引に伴うリース物品については、取得価額相当額を計上し、リース期間終了後の残存価額をゼロとした定額法により減価償却を行っている。

②　　無形固定資産

ア　在外公館定期不動産貸借権

期間が無期限のものについては取得価額で計上し、期間が有限のものについては契約期間に基づ

く定額法により減価償却を行っている。

在外公館定期不動産貸借権については、社会主義国及び旧英国連邦諸国にみられるような、社会体制の制約から所有権の取得が認められない国にある長期の期限付不動産権であり、具体的には英米法の「定期不動産権：Leasehold」等に該当する権利である。我が国国有財産法上定められている無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権）とは、自から性質を異にしており、また、用益物件(地上権、鉱業権等)でもない。

なお、貸借権については、国有財産として登録していない。

イ　ソフトウェア

ソフトウェアについては、簡便的に、利用可能期間（5 年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法により減価償却を行っている。

(3)　出資金の評価基準及び評価方法

①　市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(4)　引当金の計上基準及び算定方法

①　貸倒引当金

未収金、貸付金等のうち平成 20 年度から引当を行っている履行期限到来済の損害賠償金債権については全額を、その他の履行期限到来済債権等については、債権の半額を回収不能見込額として計上している。

②　賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

③　退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

・基本額　…　勤続年数階層別の職員数　×　平均給与　×　自己都合退職手当支給率

・調整額　…　「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数　×　想定される調整月額単価　×　60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(5)　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②　退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

・平均給与上昇率　：　2.5%

（平成 21 年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率による）

・割　　引　　率　：　4.1%

（平成 21 年財政検証で用いられている長期的な運用利回りによる）

2　重要な会計方針の変更

(1)　本会計年度より、国有財産（公共用財産を除く）及び物品（美術品を除く）について、残存価額まで到達したものにかかる翌会計年度から備忘価格 1 円までの 5 年間均等償却額を業務費用計算書上の

減価償却費として処理している。この変更は、国有財産台帳の価格改定に関する評価要領が改訂（平成 22 年 5 月 31 日財理第 1874 号）されたこと等による。

なお、この変更により、本会計年度の貸借対照表において、国有財産（公共用財産を除く）が 1,110 百万円、物品が 284 百万円減少し、本会計年度の業務費用計算書において、減価償却費が 1,394 百万円増加している。

(2) 従来、区分別収支計算書において「庁費等の支出」として表示していた送還費及び「その他の支出」として表示していた海外邦人援護短期貸出金については、「貸付けによる支出」として表示することに変更した。なお、この変更により本会計年度の「庁費等の支出」が 2 百万円、「その他の支出」が 17 百万円それぞれ減少し、「貸付けによる支出」が 20 百万円増加している。

3 重要な後発事象

(1) 一般会計に所属する権利義務の一部については、「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 15 号）の規定に基づき、翌年度以降、東日本大震災復興特別会計に帰属することとされている。

4　偶発債務

(1)　係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの（平成 24 年 3 月末現在）

（単位：百万円）

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
ＯＤＡ訴訟 （ｺﾀﾊﾟﾝｼﾞｬﾝ・ﾀﾞﾑ訴訟）	約 43,942 （被告三者に対する請求額）	東京高裁 平 21 年(ネ)第 5746 号	日本政府がインドネシア政府に供与したODAによって実施されたダム建設計画に伴い強制移転させられ被害を被ったとして、移転住民約 8,400 名が国(外務省、財務省、経済産業省)、ＪＩＣＡ及び東電設計を相手取り、損害賠償等を求めて提訴したもの。第一審では被告(国ほか)側が勝訴。控訴審での控訴人は，住民約 6,000 名。
損害賠償等請求事件 （いわゆる東京大空襲訴訟）	869	最高裁 平 24 年(ネオ)第 390 号 平 24 年(ネ受)第 419 号	東京空襲の被害者である原告 113 名(現在 77 名)が戦争を開始した国の責任を追及し、国は民間人被害者に対する援助を怠ったとして、謝罪と損害賠償を求めたもの。控訴審の東京高裁は国側勝訴。 現在、最高裁に係属中。 （関係省庁)総務省、厚生労働省、法務省、防衛省、外務省
損害賠償等請求事件 （いわゆる東京大空襲 2 次訴訟）	220	平 20 年(ワ)第 6297 号	1 次訴訟に併合
損害賠償等請求事件 （いわゆる大阪空襲訴訟）	231	大阪高裁 平 24 年(ネ)第 398 号	大阪空襲の被害者である原告 18 名(現在 22 名)が、戦争を開始し終戦を遅らせた国の責任を追及し、国が民間人被害者に対する援護策を怠ったとして、謝罪と損害賠償を求めたもの。 (関係省庁)総務省、厚生労働省、法務省、防衛省、外務省
損害賠償等請求事件 （いわゆる大阪空襲 2 次訴訟）	66	平 21 年(ワ)第 14474 号	1 次訴訟に併合
損害賠償請求事件及び地位確認請求事件	110	東京地裁 平 22 年(ワ)第 8324 号 平 23 年(行ウ)第 344 号	元在中国大使館専門調査員が平成 17 年 7 月、調査出張の際中国・北朝鮮国境付近の延吉市郊外で交通事故に遭って重傷を負い、本件出張は国が中朝国境付近地域における危険状況を認識しつつ出張を命じたものであると損害賠償を請求しているもの、及び国家公務員災害補償法上の災害補償を受ける地位の確認を請求しているもの。
その他 12 件	27		

（注 1）現在係争中であって、国または国の機関を被告とした訴訟で、且つ、敗訴した場合に外務省所管一般会計歳出予算で負担することになる事件について記載している。

（注 2）訴訟の略称欄は、事件の通称名を記載している。

（注 3）金額欄は、国側が敗訴した場合に、国が支払うこととなる見込み額とし、1 億円を超える件及び関連する件については個別の件名ごとに記載している。

（注 4）事件番号ごとに記載している。

5　翌年度以降支出予定額

(1)　歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額　37,551 百万円

(2)　国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額　109,609 百万円

6　追加情報

(1)　合算する特別会計

当省は合算すべき特別会計がないため、一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となっている。

(2)　出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3)　貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収可能性に重大な懸念が生じているもの

債権の種類：(貸付金)帰国費貸付金債権、海外滞在費貸付金債権
(未収金)返納金債権、損害賠償金債権、金銭引渡請求権債権

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金額　　：(貸付金)92 百万円、(未収金) 1,671 百万円

(4)　業務費用計算書における収益の計上

・「資産処分損益」において、有形固定資産の売却等に伴い生じた処分益 602 百万円を計上している。

(5)　表示科目の説明

①　貸借対照表

ア　資産の部

・「未収金」には、損害賠償金等の未収分を計上している。
・「前払費用」には、車両自賠責保険料の未経過分を計上している。
なお、在外公館の所有車両については、外国の特殊事情から車両ごとの保険料を計上することは困難なため、既支払額の 1/2 を計上している。
・「貸付金」には、個人に対する貸付金を計上している。
・「その他の債権等」には、財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。
・「貸倒引当金」には、未収金及び貸付金に対する貸倒見積額を計上している。
・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
・「土地」には、主に外務省庁舎等の敷地に係る用地を計上している。
・「立木竹」には、主に外務省庁舎等の敷地上の樹木等を計上している。
・「建物」には、主に外務省庁舎等を計上している。
・「工作物」には、主に建物に対する構築物等を計上している。
・「建設仮勘定」には、建設中の固定資産に係る支出済額を計上している。
・「物品」には、取得価額（見積価格）が 50 万円以上の機械・器具について、取得価額から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している他、評価額が 300 万円以上の外務本省の美術品を計上している。
・「無形固定資産」には、在外公館定期不動産貸借権の他、電話加入権等については取得価額、ソフトウェア等については取得に要した費用の 5 カ年分合計から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ　負債の部

・「未払金」には、子ども手当、遺族補償年金等の公務災害補償費及びＰＦＩ事業に係る未払額を計上している。
・「賞与引当金」には、6 月支給の期末手当･勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る引当金を

計上している。

・「その他の債務等」には、リース物件にかかる契約済額、財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産を計上している。

② 業務費用計算書

・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費･委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、子ども手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。

・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち本年度に帰属するものを計上している。

・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付支給時に引当金の取り崩しを行い、当年度末残高との差額の繰入額を計上している。

・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費･委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。

・「委託費等」には、上記「補助金等」に該当しない委託費の他、援助費、分担金、拠出金（拠出国債による支払分を含む）を計上している。

・「独立行政法人運営費交付金」には、国際協力機構及び国際交流基金に対する独立行政法人運営費交付金を計上している。

・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、資産計上されるもの及びリース債務、ＰＦＩ債務の返済分並びに支払利息を控除したものを計上している。

・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの等を計上している。

・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。

・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。

・「支払利息」には、リース債務の支払利息等を計上している。

・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産の売却等に伴い生じた損益及び独立行政法人への出資金不要額を国庫返納する際の当初出資額との差額を計上している。

③ 資産･負債差額増減計算書

・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産･負債差額」の額を計上している。

・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。

・「主管の財源」には、(款)諸収入等を計上している。

・「配賦財源」には、支出済歳出額から収納済歳入額を差し引いた金額を計上している。

・「無償所管換等」には、他省庁より当省所管の独立行政法人への出資金の増減額、有形固定資産の誤謬訂正による差額及び新規登載額、当省より財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定へ所管換えを行った国有財産、及び同勘定への未渡・前渡不動産の増減、財務省において発行した拠出国債の所管換分等を計上している。

・「資産評価差額」には、出資金、国有財産の評価差額の計を計上している。

・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

・「主管の収納済歳入額」には、収納済歳入額を計上している。

・「配賦財源」には、支出済歳出額から収納済歳入額を差し引いた金額を計上している。

・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち、職員に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費･委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費･委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
・「委託費等」には、上記「補助金等」に該当しない委託費の他、援助費、分担金、拠出金を計上している。
・「独立行政法人運営費交付金」には、国際協力機構及び国際交流基金に対する独立行政法人運営費交付金を計上している。
・「貸付けによる支出」には、送還費及び海外邦人滞在費短期貸出金の支出額を計上している。
・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、貸付による支出、施設整備支出及び財務収支に計上されないものを計上している。
・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出等を計上している。
・「土地に係る支出」には、ベナンにおける事務所・公邸用地の取得に係る支出を計上している。
・「立木竹に係る支出」には、立木竹の取得に係る支出を計上している。
・「建物に係る支出」には、主に在外公館施設の工事等に係る支出を計上している。
・「工作物に係る支出」には、工作物の取得に係る支出を計上している。
・「建設仮勘定に係る支出」には、在東ティモール大使館事務所等建設中の固定資産に係る支出を計上している。
・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ　財務収支

・「リース債務の返済による支出」には、リース物件に係る支払額を計上している。
・「ＰＦＩ債務の返済による支出」には、ＰＦＩに係る支払額を計上している。
・「利息の支払額」には、リース債務に係る利息の支払額等を計上している。
・「財務収支」には、「リース債務の返済による支出」及び「ＰＦＩ債務の返済による支出」、「利息の支払額」の合計額を計上している。

(6)　その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

①　百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
②　百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
③　重要な会計処理の誤謬の修正

ア　国有財産台帳の誤謬訂正等により本年度の貸借対照表において、建物が 21 百万円増加、工作物が 12 百万円増加し、資産・負債差額が 34 百万円増加している。

イ　物品の誤謬訂正により本年度の貸借対照表において、物品が 364 百万円減少、その他の債務が 375 百万円減少し、資産・負債差額が 11 百万円増加している。

ウ　ＰＦＩ債務の誤謬訂正により本年度未払金が 2 百万円減少し、資産・負債差額が同額増加している。

附属明細書

1　貸借対照表の内容に関する明細

(1)　資産項目の明細

①　未収金の明細

（単位：百万円）

内容	相手先	本年度末残高
返納金債権	アジア戦災孤児救済センター等	14
損害賠償金債権	個人	1,639
延滞金債権	個人	0
金銭引渡請求権債権	個人	32
合計		1,686

②　貸付金の明細

（単位：百万円）

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
個人	94	20	20	94	帰国費、滞在費
合計	94	20	20	94	

③　その他の債権等の明細

（単位：百万円）

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定	801	新施設の引渡を受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだもの
合計		801	

④　貸倒引当金の明細

（単位：百万円）

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	1,675	11	1,686	1,646	5	1,652	平成20年度から引当を行っている履行期限到来済の損害賠償金債権については全額を、その他の履行期限到来済債権等については、債権の半額を回収不能見込額として計上している。
履行期限到来等債権	1,675	11	1,686	1,646	5	1,652	
返納金債権	15	△ 0	14	7	△ 0	7	
損害賠償金債権	1,641	△ 2	1,639	1,629	△ 1	1,628	
延滞金債権	－	0	0	－	0	0	
金銭引渡請求権債権	18	13	32	9	6	16	
貸付金	94	△ 0	94	47	△ 0	46	
履行期限到来等債権	94	△ 0	93	47	△ 0	46	
帰国費貸出金債権	90	△ 0	89	45	△ 0	44	
海外滞在費貸出金債権	4	0	4	2	0	2	
その他の債権	0	△ 0	0	－	－	－	
帰国費貸出金債権	－	0	0	－	－	－	
海外滞在費貸出金債権	0	△ 0	0	－	－	－	
合計	1,769	10	1,780	1,694	5	1,699	

⑤　固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
（有形固定資産）						
国有財産（公共用財産除く）	377,382	16,111	14,368	1,923	△ 5,856	371,345
行政財産	374,196	15,392	13,305	1,923	△ 5,856	368,503
土地	214,290	971	591	－	△ 5,854	208,815
立木竹	353	4	1	－	△ 2	353
建物	89,376	7,432	178	1,442	－	95,187
工作物	59,880	4,563	384	481	－	63,577
建設仮勘定	10,295	2,421	12,148	－	－	569
普通財産	3,186	718	1,063	－	－	2,841
土地	670	591	506	－	－	755
立木竹	0	0	0	－	－	0
建物	1,438	101	361	－	－	1,178
工作物	1,076	24	194	－	－	907
物品	8,866	1,185	546	2,582	－	6,923
物品(美術品を除く)	5,687	762	160	1,368	－	4,919
美術品	504	－	－	－	－	504
リース物件	2,675	423	385	1,213	－	1,499
小計	386,249	17,296	14,914	4,505	△ 5,856	378,269
（無形固定資産）						
国有財産	8,808	35	513	189	－	8,140
行政財産	8,808	35	513	189	－	8,140
在外公館定期不動産貸借権	8,808	35	513	189	－	8,140
ソフトウェア	2,593	1,215	8	909	－	2,890
電話加入権	36	－	－	－	－	36
小計	11,438	1,250	522	1,098	－	11,067
合計	397,687	18,546	15,437	5,604	△ 5,856	389,336

⑥　出資金の明細

ア　出資金の増減の明細

（単位：百万円）

法人名等	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
【市場価格のないもの】							
○独立行政法人							
国際交流基金	72,668	5,301	－	－	△ 5,531	－	72,438
国際協力機構							
（一般勘定）	71,130	12,202	－	3,346	9,874	－	89,861
（有償資金協力勘定）	8,569,067	△ 946,512	41,900	－	1,027,864	－	8,692,320
合計	8,712,866	△ 929,008	41,900	3,346	1,032,208	－	8,854,620

イ　市場価格のない出資金の純資産額等の明細

（単位：百万円）

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額による算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上額（国有財産台帳価格）	使用財務諸表
○独立行政法人									
国際交流基金	77,271	4,833	72,438	77,969	77,969	100%	72,438	72,438	法定財務諸表
国際協力機構									
（一般勘定）	205,670	115,809	89,861	79,986	79,986	100%	89,861	89,861	法定財務諸表
（有償資金協力勘定）	11,148,645	2,456,324	8,692,320	7,664,455	7,664,455	100%	8,692,320	8,692,320	法定財務諸表
合計	11,431,587	2,576,967	8,854,620	7,822,411	7,822,411	－	8,854,620	8,854,620	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

（単位：百万円）

内容	相手先	本年度末残高
子ども手当	外務省職員	22
公務災害補償費	外務省職員	20
PFI事業	民間企業	941
合計		983

② 退職給付引当金の明細

（単位：百万円）

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	46,908	3,237	3,588	47,259
整理資源に係る引当金	18,916	2,201	338	17,054
国家公務員災害補償年金に係る引当金	1,927	97	△ 115	1,714
合計	67,753	5,536	3,811	66,028

③ その他の債務等の明細

（単位：百万円）

債務の種類	相手先	本年度末残高
リース債務	法人	1,499
財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産	財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定	343
合計		1,843

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

（単位：百万円）

	外務本省	在外公館	合算合計
人件費	24,471	44,260	68,732
賞与引当金繰入額	1,180	1,635	2,815
退職給付引当金繰入額	3,811	－	3,811
補助金等	2,114	－	2,114
委託費等	463,971	378	464,350
独立行政法人運営費交付金	154,771	－	154,771
庁費等	25,237	44,456	69,693
その他の経費	6,488	19,135	25,623
減価償却費	4,400	1,203	5,604
貸倒引当金繰入額	5	－	5
支払利息	278	38	317
資産処分損益	2,196	11	2,207
本年度業務費用合計	688,928	111,119	800,048

(2) 補助金等の明細

（単位：百万円）

名称	相手先	金額	支出目的
＜補助金＞			
国際友好団体補助金	公益財団法人　交流協会	1,325	日中国交正常化に伴う断交後における民間レベルでの人的交流、在留邦人の保護及び邦人旅行者の入域滞在、台湾住民の日本入国等に対する各種の便宜並びに貿易、経済の促進あるいは技術の交流、その他の諸関係が支障なく維持遂行されるよう必要な調査を行うとともに、適切な措置を講ずること等を目的とする。
北方領土対策事業費補助金	社団法人　北方領土復帰期成同盟	40	我が国固有の領土である北方領土問題の本質及び我が国への帰属の正当性について、国民世論を正しく啓発し、これによって、世論の結集を図り、北方領土の我が国復帰促進を図ることを目的とする。
国際問題調査研究事業費等補助金	（１）公益財団法人日本国際フォーラム（右記①のみ） （２）財団法人　日本国際問題研究所	365	①外交政策に関する研究・提言等を行う事業に係る経費を国が補助することにより、国内の外交政策シンクタンクの機能と役割を強化するとともに、国による外交政策の企画立案に役立てる。 ②海外シンクタンクとの対話・交流等を通じたネットワークの構築・活用に係る経費を国が補助することにより、国際世論形成に際しての我が国の影響力を高めるとともに、国内の外交政策シンクタンクの機能と役割を強化する。 ③(財)日本国際問題研究所が、我が国の外交政策の推進上、これまで担ってきた機能と役割を引き続き果たせるよう予算の範囲内において補助金を交付し、基盤支援を行う。
政府開発援助海外技術協力推進民間団体補助金	法人格を有する日本の国際協力ＮＧＯ	126	開発途上国においてＮＧＯが実施する開発協力事業に関連し、ＮＧＯが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価及び組織運営・活動能力向上を目的とする研修会、講習会の実施等、ＮＧＯの事業促進に資する活動の支援を目的とする。また平成２３年度に限り、「東日本大震災被災地で行う復興支援を通じたジャパン・プラットフォームの能力向上に資する事業」も支援対象とした。
小計		1,857	
＜委託費＞			
啓発宣伝事業等委託費	公益財団法人　フォーリン・プレスセンター	257	我が国を訪れる外国報道関係者や我が国に駐在する外国報道機関特派員に対し、取材活動支援や資料提供等の便宜を供与することにより、我が国に関する正確・客観的な情報を諸外国に発信し、対日理解の増進と対日関心・親日感情の醸成をはかることを目的とする。
小計		257	
合計		2,114	

(3) 委託費等の明細

（単位：百万円）

名称	相手先	金額	支出目的
＜委託費＞			
国際交流事業委託費	株式会社　日本旅行	172	若手英語教員を約６ヵ月間米国に派遣し、現地の大学で英語教授法を学ばせるとともに、米国での人的交流やホームステイを通じて米国への理解を深め、英語教員の英語指導力及び英語によるコミュニケーション能力の充実を図る。また、この事業は、中長期的な視点に立ち、日米同盟の深化・発展のための国民の幅広い層における相互理解の推進に資するものである。 本事業は文部科学省と外務省の共管事業。
包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業等委託費	財団法人　日本国際問題研究所	188	包括的核実験禁止条約(CTBT 平成９年批准)に従って、国際監視制度施設(世界337カ所の観測施設のうち現在約8割が整備されている)から得られる放射性核種や連続波形データ等に基づいて、条約遵守に係る核爆発実験の判別に資する独自の技術的評価体制を整備・運用することを主たる目的とする。
政府開発援助難民等救援業務委託費	財団法人　アジア福祉教育財団	617	我が国が国際社会の一員として難民問題解決のために行う国際協力の一環として、難民認定者(条約難民)等の本邦定住促進、難民認定申請者保護、難民に関する各種の相談・問い合わせに対する情報提供等を実施し、我が国の難民支援政策の促進を図ることを目的とする。
難民救援業務委託費	財団法人　アジア福祉教育財団	92	アジアの主要国として人権人道外交を推進している我が国が、国際貢献及び人道支援の観点から、第三国定住による難民の受入れを実施することにより、長期化する難民問題の恒久的な解決に資するほか、国際社会から高い評価を得ることにより、人権人道分野におけるアジアにおける主導的地位を保つこと、そのために受け入れた難民が我が国社会に定着し、安定した生活を営むための定住支援を提供することを目的とする。
政府開発援助平和構築人材育成事業等委託費	特定非営利活動法人ピースビルダーズ、一般社団法人 広島平和構築人材育成センター	100	平和構築の現場で活躍できる日本及びその他のアジアの文民専門家を育成するため、平和構築の現場で必要とされる実践的知識・技術を習得する国内研修、平和構築の現場で活動する国際機関等で実務経験を積む海外実務研修及び平和構築分野における修了生のキャリア形成の支援を行うこと等を目的とする。
平和構築人材育成事業等委託費	上記に同じ	25	上記に同じ
政府開発援助経済開発計画実施設計等委託費	財団法人　国際開発高等教育機構（FASID)、その他民間企業等	202	政府開発援助(ODA)をはじめとする我が国の経済協力に携わる人材養成に資する事業を行い、開発援助分野の人材養成を強化する。開発援助研修事業、開発援助調査研究事業及び高度開発人材育成事業を実施し、我が国の経済協力の効果的、効率的な実施に資することを目的とする。
経済改革促進支援事業等委託費	独立非営利法人　日本センター	378	ロシア国内６地域に設立された日本センター(ロシアの独立非営利法人)を通じ、将来のロシア市場経済を担い、日露経済関係の分野で活躍することが期待されるロシア人企業経営者を対象とする各種研修事業等を実施することにより、親日的実務家を育成して、露側経済人に対日関係増進の有益性と重要性を認識させ、もって平和条約締結交渉のための環境整備に資することを目的とする。
小計		1,778	

（単位：百万円）

名称	相手先	金額	支出目的
＜援助費＞			
サハリン州経済改革促進等特別援助費	サハリン州	149	サハリン州に対する経済改革促進等のための支援に要した経費
政府開発援助経済開発等援助費	開発途上国等	164,754	開発途上国等に対する無償資金協力に要した経費
小計		164,904	
＜分担金＞			
政府開発援助経済協力国際機関分担金	国際連合食糧農業機関事務局等	11,069	国際機関に対する分担金の支払い
経済協力国際機関分担金	国際連合事務局等	29,244	国際機関に対する分担金の支払い
国際原子力機関分担金	国際原子力機関事務局	4,543	国際機関に対する分担金の支払い
政府開発援助国際機関分担金	国際連合事務局	5,089	国際機関に対する分担金の支払い
国際機関分担金	国際連合事務局等	87,013	国際機関に対する分担金の支払い
小計		136,961	
＜拠出金＞			
政府開発援助経済協力国際機関等拠出金	国際連合開発計画事務局等	142,362	国際機関等に対する拠出金の支払い
経済協力国際機関等拠出金	朝鮮半島エネルギー開発機構等	14,418	国際機関等に対する拠出金の支払い
政府開発援助国際原子力機関拠出金	国際原子力機関事務局	972	国際機関等に対する拠出金の支払い
政府開発援助国際機関等拠出金	国際連合教育科学文化機関事務局等	692	国際機関等に対する拠出金の支払い
国際機関等拠出金	国際原子力機関事務局等	2,046	国際機関等に対する拠出金の支払い
国際農業開発基金拠出金	国際農業開発基金	213	国際機関に対する拠出金の支払い
小計		160,705	
合計		464,350	

(4) 運営費交付金の明細

（単位：百万円）

相手先	金額	支出目的
独立行政法人　国際交流基金	11,470	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
独立行政法人　国際協力機構	143,300	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
合計	154,771	

3　資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)　財源の明細

①　主管の財源の明細

（単位：百万円）

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		572
	利子収入		8
諸収入	許可及手数料		4,320
	弁償及返納金		6,616
	物品売払収入		12
	雑入		97
合計			11,628

(2)　無償所管換等の明細

（単位：百万円）

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定	801	その他の債権等	前渡不動産の増加額	
	小計	801			
財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産	財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定	△ 18	その他の債務等	未渡不動産の増加額	
	小計	△ 18			
財産の無償所管換等(渡)	財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定	△ 360	土地	所管換	
		△ 0	立木竹	所管換	
		△ 282	建物	所管換	
		△ 158	工作物	所管換	
	小計	△ 801			
出資金の増減	財務省一般会計	41,900	出資金	独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定への出資増	
	財務省一般会計	△ 1,149	出資金	独立行政法人国際協力機構無償資金協力勘定による不要財産の国庫納付	
	小計	40,750			
新規登載による増		513	土地	新規登載	
		0	工作物	新規登載	
	小計	514			
誤謬訂正(増)		21	建物	誤謬訂正等	
		15	工作物	誤謬訂正等	
		43	物品	誤謬訂正等	
		9	無形固定資産	誤謬訂正	
		△ 9	その他の債務等	誤謬訂正	
	小計	80			
誤謬訂正(減)		△ 0	建物	誤謬訂正等	
		△ 2	工作物	誤謬訂正等	
		△ 408	物品	誤謬訂正等	
		△ 8	無形固定資産	誤謬訂正	
		2	未払金	誤謬訂正	
		385	その他の債務等	誤謬訂正	
	小計	△ 32			
その他		0	立木竹	寄附	
		0	工作物	寄附	
		△ 513	無形固定資産	制度変更	
	財務省一般会計	213	拠出国債	財務省における国債発行による国際機関への拠出	
	小計	△ 300			
合計		40,994			

(3) 資産評価差額の明細

（単位：百万円）

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産(公共用財産除く)	－	△ 5,856	△ 5,856	
行政財産	－	△ 5,856	△ 5,856	
土地	－	△ 5,854	△ 5,854	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	－	△ 2	△ 2	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金	△ 929,008	1,032,208	103,200	
（市場価格のないもの）	△ 929,008	1,032,208	103,200	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 929,008	1,026,352	97,343	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

（単位：百万円）

款	項	相手先	金額
国有財産処分収入	国有財産売払収入		792
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		572
	利子収入		8
納付金	雑納付金		2
諸収入	許可及手数料		4,320
	弁償及返納金		6,618
	物品売払収入		38
	雑入		86
合計			12,441

参考情報

１．外務省の所掌する業務の概要

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務としている。

主な事務としては、日本国の安全保障、対外経済関係、経済協力、文化その他の分野における国際交流等に係る外交政策、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉、条約その他の国際約束の締結、国際情勢に関する情報の収集及び分析、海外における邦人の生命及び身体の保護等を行っている。

２．外務省の組織及び定員

外務省の組織は、本省と世界各地にある 205 の在外公館から成る。

外務本省は、大臣官房及び国際情報統括官のほか 10 局３部より成り立っており、約 2,200 名の職員が働いている。大臣官房及び基本的な外交政策に関して調整を行う総合外交政策局を除く局は、地域別担当の５つの地域局（アジア大洋州、北米、中南米、欧州、中東アフリカ）と事項別担当の４つの機能局（経済、国際協力、国際法、領事）に分かれており、また情報収集分析を行う国際情報統括官が置かれている。大臣官房の下に広報文化交流部が、総合外交政策局の下に軍備不拡散・科学部、またアジア大洋州局の下に南部アジア部が置かれている。

在外公館には、大使館、総領事館、政府代表部などがある。これらの在外公館には、全部で約 3,500 名の職員が働いている。

（参考）平成 24 年 3 月 31 日現在。（　）内は平成 23 年度末定員。

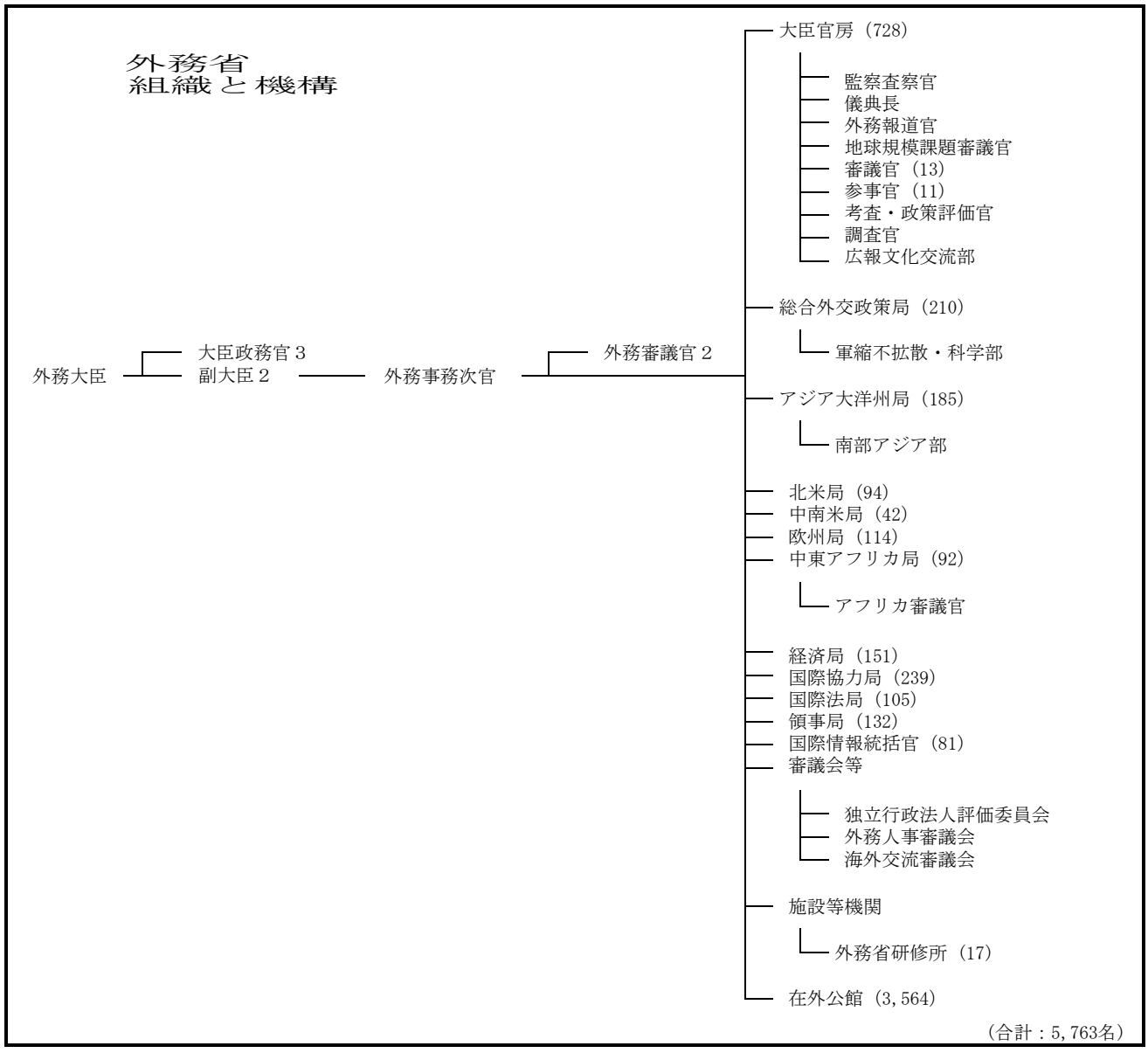

３．外務省における会計・独立行政法人等の間の財政資金の流れ

（単位：百万円）

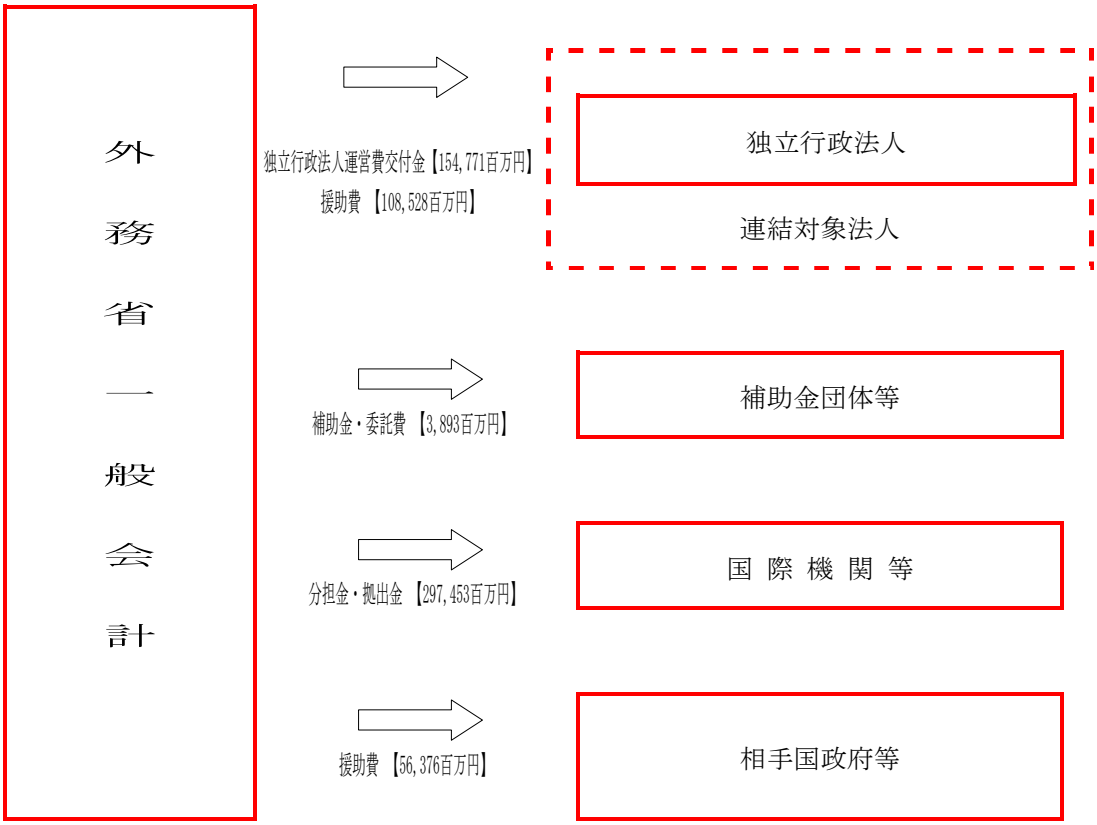

＜連結対象法人に対し外務省より交付された(項)（目）及び金額＞

（１） 独立行政法人国際協力機構

(項) 独立行政法人国際協力機構運営費

(目)政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金 143,300 百万円

（２） 独立行政法人国際交流基金

(項) 独立行政法人国際交流基金運営費

(目)政府開発援助独立行政法人国際交流基金運営費交付金 5,457 百万円

(目)独立行政法人国際交流基金運営費交付金 5,775 百万円

(項) 東日本大震災復旧・復興独立行政法人国際交流基金運営費

(目)政府開発援助独立行政法人国際交流基金運営費交付金 117 百万円

(目)独立行政法人国際交流基金運営費交付金 121 百万円

＜業務関連性＞

（１） 独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、我が国の国際協力を一元的に実施する実施機関であり、前身である国際協力事業団の設立以来実施してきた技術協力業務に加え、旧国際協力銀行の海外経済協力業務（現在の有償資金協力業務）及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除く）を継承し、平成 20 年 10 月 1 日に新たに発足した。

JICA は、開発途上にある海外の地域（開発途上地域）に対する技術協力（研修員の受入や技術専門家の派遣、機材の供与、開発計画調査型技術協力等）の実施、有償（円借款及び海外投融資）及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務（青年海外協力隊の派遣、シニア海外ボランティアの派遣等）を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務（移住事業）を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要

な業務（緊急援助隊の派遣）を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

JICA の主務大臣は外務大臣及び財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項）であり、外務大臣は JICA に対して業務運営の効率化や業務の質の向上等について中期目標を定め、指示する。また、上記に掲げる業務のうち技術協力、有償資金協力、無償資金協力、青年海外協力隊の派遣、シニア海外ボランティアの派遣等については、政府（外務省）と当該国又は国際機関が国際約束を取り交わし、これを踏まえ、JICA が業務の実施を担う。

（２） 独立行政法人国際交流基金

独立行政法人国際交流基金は、日本の国際文化交流事業を推進するための専門機関として設立された外務省所管の特殊法人国際交流基金を前身とし、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化及びその他の分野において世界に貢献し、もって有効な国際環境の整備並びに調和ある対外関係の維持・発展に寄与することを目的とした活動を行っている。具体的には、文化芸術交流、海外での日本語教育、日本研究・知的交流等の分野において、人物の派遣及び招聘、催し物の実施、助成事業、資料の作成・収集、調査・研究活動など様々な事業を実施している。

外務大臣は、独立行政法人国際交流基金の主務大臣として業務運営の効率化や業務の質の向上等について明示的に中期目標を定める。また、業務の計画・立案、実施は国際交流基金の自主性に委ねられるが、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から、相手国との外交関係及び相手国の事情に即した事業を行うために外務省とは常に協議を行っており、海外での事業実施にあたっては、在外公館の協力を得ている。

4　平成 23 年度歳入歳出決算の概要

一般会計

歳入決算

収納済歳入額	12,441 百万円
（項）許可及手数料	
（目）手数料	4,320 百万円
（項）弁償及返納金	6,618 百万円
（目）返納金	6,613 百万円

歳出決算

支出済歳出額	800,034 百万円
（組織）外務本省	686,469 百万円
うち（項）経済協力費	156,874 百万円
（項）独立行政法人国際協力機構運営費	143,300 百万円
（項）国際分担金其他諸費	289,136 百万円
（組織）在外公館	113,564 百万円

5　公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

①　財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	6,374,795 億円
・当該年度に発行した公債額	427,979 億円
・当該年度の利払費	74,422 億円

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額　95,774 億円
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額　5,759 億円
・当該年度の利払費のうち当省配分額　1,124 億円

（参考）公債関連情報における公債残高等の各省庁への配分方法の見直しについて

公債関連情報における公債残高等の各省庁への配分方法については、平成 23 年 2 月 17 日、「省庁別財務書類の作成について」が改訂され、従来の資産又は資産・負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎とした配分方法から、公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎とした配分方法に変更された。